

兵庫県病床機能再編支援事業に係る債務整理支援給付金支給事業要領

1. 目的

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）を実現するため複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

2. 対象事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業

3. 支給の要件

次の全てを満たすこと。

- ①地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。）の議論の内容及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療の機能を低下させないこと及び地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（統合支援給付金支給時行による統合関係医療機関として認められていること。）
- ②統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所か又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④本給付金の支給決定を受けた医療機関においては、新型コロナウイルス感染症への対応等が実施できるよう、導線の確保等、感染症対策に十分配慮するとともに、適切な感染防止対策に努めること。
- ⑤統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ⑥金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑦国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

4. 支給額の算定方法

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。

ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

5. 申請に必要な書類

- ①債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
- ②承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書。なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。

・借入金

債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。

・買掛金、未払い金などその他の債務

債務の内容、金額、相手先を記載すること。

③統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれにかかる償還年次表

④国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書

⑤医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し

⑥支給申請額算定シート

6. 支給方法

(1) 申請及び支給の方法

①給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、知事に対し、5の書類を添えて申請を行う。

②知事は、審査の上、必要と認め、支給を承認した場合には、支給決定を行う。

③知事は、支給決定を受けた承継医療機関から提出される請求書により給付金を支給する。なお、医療機関統合支援給付金の統合関係医療機関ではない場合は対象とすることはできない。

(2) 申請受付開始日及び申請期限

申請受付開始日及び申請期限は別に定める。

7. 給付金の返還

(1) 知事は、給付金の支給を受けた開設者が以下の①又は②に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

①給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）に開設する医療機関において高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能の許可病床数を増加させた場合。（ただし、特定の疾患にり患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

②申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

(2) 給付金の支給を受けた開設者は、本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、差額を知事へ返還すること。